

無床診療所自己点検チェックリスト（9 医療廃棄物管理）

担 当 部 署	
点 検 者 職 氏 名	
点 検 年 月 日	

区分	点検項目	適否	摘要
管理体制	9-1 特別管理産業廃棄物管理責任者を定めている。 有資格者の例 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・臨床検査技師・衛生検査技師又は歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 名前： _____（資格 _____）		・法 第20条 ・廃棄物法 第12条の2第8項 ・廃棄物規則 第8条の17
	9-2 感染性廃棄物処理計画を定めている。		・廃棄物法 第12条の2第10項
保管状況等	9-3 院内（処置室等）において、感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別している。		
	9-4 梱包容器は適正で、感染性である旨等を表示している。 ① 梱包容器 <input type="checkbox"/> 密閉できる <input type="checkbox"/> 収納しやすい <input type="checkbox"/> 損傷しにくい ② 表示 <input type="checkbox"/> バイオハザードマークまたは感染性であること表示		・廃棄物規則 第1条の10及び第1条の11の2
	9-5 保管場所は施錠している。		
	9-6 保管場所には、周囲から見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示し、取扱いの注意事項を記載している。 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 <input type="checkbox"/> 保管する特別管理産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先等		・廃棄物規則 第8条の13第1号 具体的な表示例は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」P.18を参照。
	9-7 保管場所において、他の廃棄物と区別されている。		・廃棄物規則 第8条の13第2号
	9-8 収集運搬業者、処分業者と書面で処理委託契約を締結している。		廃棄物の許可品目等についても確認すること。
	9-9 契約書は有効期限内であり、有効期限内の許可証が添付されている。		・廃棄物規則 第8条の4
委託処理状況等	9-10 マニフェスト及び委託契約書は5年間保管されている。		・廃棄物規則 第8条の4の3 ・廃棄物規則 第8条の26
	9-11 マニフェストは返却後、内容を確認し、照合確認日を記入している。		・廃棄物法 第12条の3第1項

（備考） 1 詳細は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を確認してください。
（環境省ホームページ www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf）

2 感染性廃棄物以外の産業廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき、適正に管理する必要があります。